

広島県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡村クリニク	呉市三条二丁目一三番八号	平成二〇年二月八日
谷岡産科・婦人科	三次市三次町一七七八番三号	平成二二年一月一日
市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛五三二番地	平成二〇年四月一八日
たにぐち脳神経外科クリニク	東広島市西条本町一二番二号二階	平成二二年二月一日
スマイル歯科医院	山県郡北広島町有田字河本六五九番一号	平成二二年一月五日
ますだ薬局	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	平成二〇年九月一日
みずほ薬局	安芸郡府中町大須二丁目一番一号イオンモール広島府中ソレイユ二階	平成二二年二月一日
安芸高田市医師会訪問看護ステーション	安芸高田市吉田町吉田一〇一〇番地二	平成二二年一月二七日